

令和6年度第3回子ども・子育て会議資料
令和6年12月20日
子ども家庭部子ども政策担当

「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について

前回第2回会議でご報告した杉並区子どもの権利擁護に関する審議会からの答申や、子ども等からの意見を踏まえて検討を行った結果、区では子どもの権利に関する条例を制定することとし、以下のとおり制定に向けた取組を進めることとしましたので、報告します。

1 条例制定の必要性

- 審議会の答申においては、条例の制定について区の子どもの現状と課題等を踏まえ検討した結果、「子どもの権利を保障し、区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加や相談・救済の仕組み等を定める総合的な条例を制定し、条例を根拠として継続的に子ども施策等を実施していくことがとりわけ必要」と言及された。また、子ども等からの意見聴取においては、子どもが過ごす様々な場所で、自分の素直な思いや考え、意見を伝えられる機会や場、自分に合った居場所を望む声が多く聴かれた。
- 基本構想における子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」に向けて、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して暮らせる地域社会の実現を図るためには、子どもの権利保障に関し基本理念を定め、区民等と共に子どもの権利を保障する施策等を推進する必要があることから新たな条例を制定する。

2 条例に盛り込む主な事項

- 条例の目的・基本理念、定義
- 子どもの権利の保障
- 区の責務と保護者等の役割
- 子どもの権利を保障するための施策

※条例骨子案に関する資料は、別紙『「子どもの権利に関する条例」骨子案について』のとおりに掲載されています。

3 意見聴取等の実施状況

- (1) 区民等の意見提出手続パブリックコメント
 - ・令和6年9月29日(日)～10月31日(木)
 - ・意見総数 38件
 - ・回答は令和7年2月中旬に広報すぎなみ、区公式ホームページに回答を掲載
- (2) オープンハウス形式での区民説明会の開催
 - ・10月22日(火)～24日(木)(区役所西棟玄関前及びゆう杉並)
 - ・来場者数 162人(うち9人意見提出)

4 今後のスケジュール(予定)

令和7年	2月	令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出
	4月	条例施行